

一、強硬手段ヲ用テ労働者ノ権利ヲ侵害シタル者  
 一、労働者ニ對シテ種々ノ不利益ノ行為ヲ爲シタル者  
 一、労働者ノ福利ヲ増進セシメタル者  
 一、労働者ノ福利ヲ損傷セシメタル者  
 一、労働者ノ福利ヲ増進セシメタル者  
 一、労働者ノ福利ヲ損傷セシメタル者

財團法人協調會大阪支所

第十三條

左記各項ノ一ニ該當スル者ハ解雇スル事アルベシ

(但、此ノ場合ハ解雇手當ヲ受クル資格ナキモノトス)

- 一、上長ノ命令ニ違背シタル者
- 一、不正ノ行爲アリタル者
- 一、本社各規定ニ違背シ若クハ法律上ノ制裁ヲ受ケタル者
- 一、本社ノ許諾ヲ得ズシテ同種若クハ他ノ業務ニ従事シタル者
- 一、出缺常ナラザル者
- 一、無届缺勤一ヶ月以上ニ及ビタル者
- 一、性行不良他ノ従業員ニ悪感化ヲ及ボス者
- 一、故意又ハ怠慢ニヨリ建物機械器具其他ノ物品ヲ毀損シタル者